

公共施設

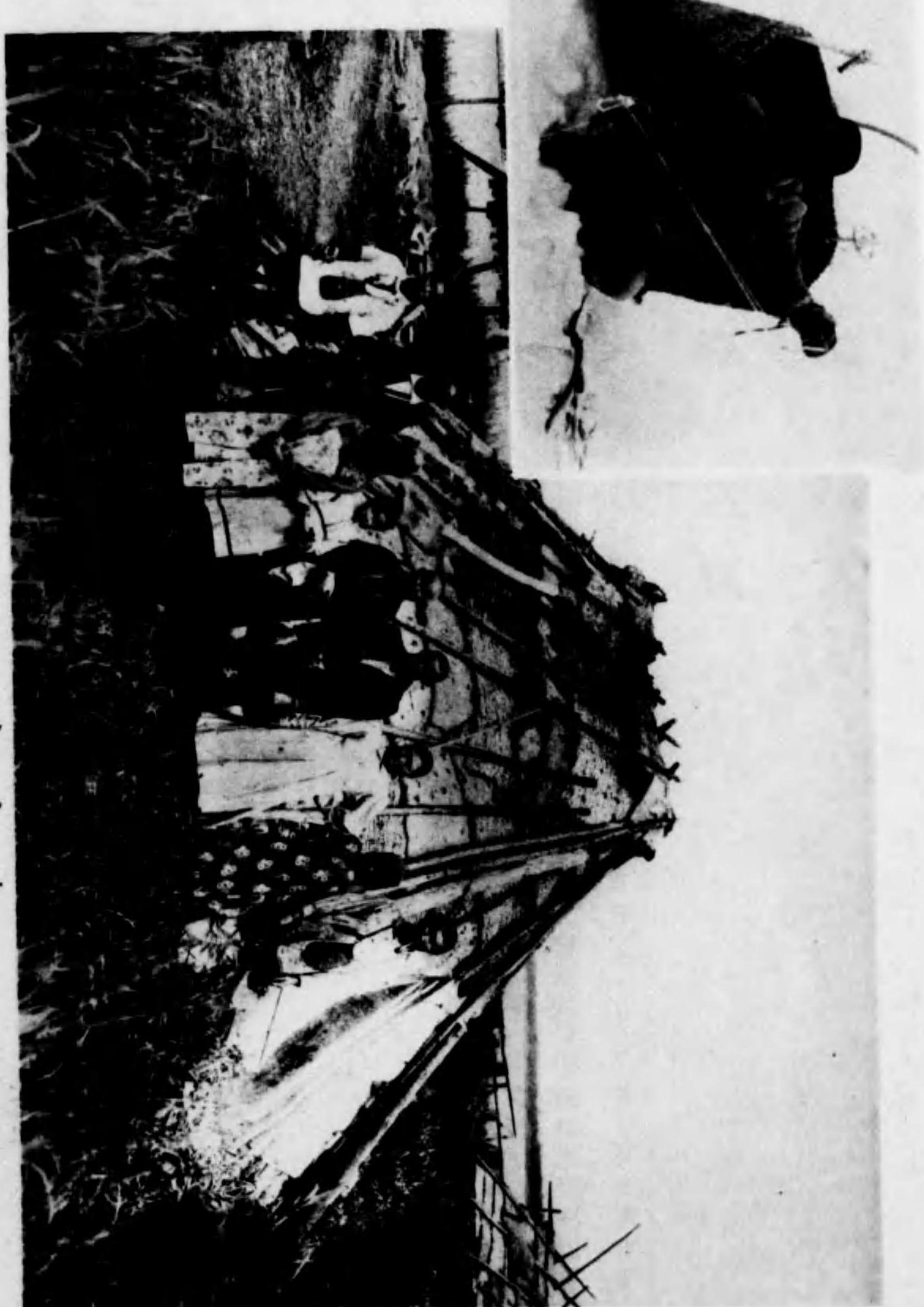
羽母舞殖產株式會社	大	三、二	燈製材用
樺太勸業株式會社	昭	五	同
日本石油株式會社	昭	四	工場構內
樺太試掘鑛場	昭	六	汽
東問串西野工場	昭	五	
三井物產株式會社	昭	八	
珍内製材所	昭	七	
佐藤清治	昭	六	
東樺漁業株式會社	大	三	

備考

目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、水は水力、受は受電、瓦は瓦斯力

官廳用施設電氣工作物概況

施設者名	種別	年使用開始月	原動力及
樺太鐵道廳	發電機	昭	電燈裝置
同 豊 原 邮 便 局	受	昭	電力裝置
同 同 受	瓦 瓦	昭	瓦斯力
吾 叠	同	六、五	同
		四、三	
		二、一	



土人ノ光下魚釣リ

(族コツロオ) 人土

第十九章 土人

第一節 總覽

我が樺太に在住する土人とはアイヌ、ニクアン(ギリヤーク)、オロツコ、キーリン、サンダード及ヤクートの六種族を指稱せるものなり。彼等は從順にして文化極めて低く、到底社會の競爭場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を獎勵して自活思想を養ひ、子弟に教育を授くるの外彼等の風習を毀けざる範圍に於て自由に文明の恩澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。

第二節 種族及戸口

ア・イ・ヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしとの說あり。領有當時に於ては東西海岸及中央内淵川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め大正元年より同三年に至る三箇年間に於て東海岸は落帆、白濱、櫻保、新間及多來加の五箇所に、西海岸は多蘭泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に

夫々集合せしめたるも、鶴城管内のみは尙依然として散在の状態にあり。最近樺保の居住者は全部新聞に移轉し、來知志其の他の箇所にも幾分散在す。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めるを以て昭和八年一月樺太施行法律特例を改正し我が國籍を有するに至れり。然れ共尙近時物質文明の普及に因る衣食住の激變、移住者增加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等に依り體質劣弱に赴むくの嫌あるを以て此等の弊害除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして北部幌内川流域に居住し、先民族たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏季惰眠を貪ることなく孜々として常に冬營準備を怠らず。オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當の發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一派にして其の人口アイヌ族に次ぐ、北部幌内川流域に在り。馴鹿を飼育すると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海貂を捕へ、六月より八月迄は鱈鮭漁に從ひ、特に八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定の居所を定めず山野水草を逐ふて天幕内に起臥す。一般に無智曇昧且つ怠惰にして年少にして煙草を好み、酒に親む者あり。斯くて生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの状態なり。然れ共教育所設置以來面目頓に革まりたるの觀あり。

キーリン族 本種族の現に我が樺太に居住するもの僅かに二十餘人、其の本島に渡來したるは他民族に比して遙かに遲きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し文化の度稍々進めり。快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移せり。

サンダ一族 我が國に於て往昔山丹人（又は山韃人）と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶たんとするに至れり。其の言語習俗はニクブン族、オロツコ族と大同小異なり。

ヤクー族 純土耳古族にしてヤクーツク方面より移住し來れる民族なりと云ふ。我が樺太には既に跡を絶てるものと一般に思はれたるに近時國勢調査の結果敷香支廳管内に二人發見せられたり。

今各種族の戸數人口を示せば左の如し。（昭和七年末現在）

			種別			計
			ア	イ	ヌ	
土人	本斗	豊原	户	人	口	ニクブン
		大泊	数	男	女	オロツコ
		大	四	言	夫	キーリン
土人	二齒	一哭	二	齒	二	サンダ一
		交	一	五	五	ヤクート
		二七	三	四	三	計
土人	三三五	元老	三	四	三	四
		大	四	言	夫	大
		交	二	齒	一哭	交
土人	三三五	五	二	六	五	五
		三	三	四	三	三
		元老	三	四	三	三

土人		真岡	泊居	元泊	敷香	計
三	二九	三三	一五	一五	五	三
二	三九	三三	六	六	七	二
一	三三	三三	九	九	八	一
四	三三	三三	五	五	五	四
五	三三	三三	三	三	三	五
六	三三	三三	三	三	三	六
七	三三	三三	三	三	三	七
八	三三	三三	三	三	三	八
九	三三	三三	三	三	三	九
十	三三	三三	三	三	三	十
十一	三三	三三	三	三	三	十一
十二	三三	三三	三	三	三	十二
十三	三三	三三	三	三	三	十三
十四	三三	三三	三	三	三	十四
十五	三三	三三	三	三	三	十五
十六	三三	三三	三	三	三	十六
十七	三三	三三	三	三	三	十七
十八	三三	三三	三	三	三	十八
十九	三三	三三	三	三	三	十九
二十	三三	三三	三	三	三	二十
二十一	三三	三三	三	三	三	二十一
二十二	三三	三三	三	三	三	二十二
二十三	三三	三三	三	三	三	二十三
二十四	三三	三三	三	三	三	二十四
二十五	三三	三三	三	三	三	二十五
二十六	三三	三三	三	三	三	二十六
二十七	三三	三三	三	三	三	二十七
二十八	三三	三三	三	三	三	二十八
二十九	三三	三三	三	三	三	二十九
三十	三三	三三	三	三	三	三十
三十一	三三	三三	三	三	三	三十一
三十二	三三	三三	三	三	三	三十二
三十三	三三	三三	三	三	三	三十三
三十四	三三	三三	三	三	三	三十四
三十五	三三	三三	三	三	三	三十五
三十六	三三	三三	三	三	三	三十六

第三節 風俗習慣慣（主としてアイヌ族につき記述す）

第一款 概 説

夏期は河海に於て漁撈に從事し冬期は狩獵又は労働によりて生活の資料を得つゝありしも、半農半漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を習得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり。一面拓殖の進展に伴ひ各種事業勃興し、労力の需要増加し來れるを以て、之等労働に從事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり。従つて生活狀態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に徒費し然らざれば不用の物品を購入する等概して貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遇はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却つて依頼の念を助長する憾みあり。

第二款 衣 食 住

衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ。アツシはオヒヨウ（木の名）又はエラ草（一名カイ草）の皮を剥ぎて水に濡し、冬期越年中に糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ襟、裙、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱈及イトウ（魚の名）の皮にて製し、鳥毛にて裝飾せり。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を著用し、女子は内地人に倣ひ帶、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人の年長者は一般に上唇に黥をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明錢を紐に通して帶の如く腰に締むるものあり。頭飾として男子は十二、三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色絲を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠となし、頭髪の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鯛及鱈なり。何れも收獲期に之を割き乾燥して貯藏し冬期の

食料とす。夏期には生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯藏して使用するものなり。其の他アメマス、蝶・カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キトー、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を好み、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋・ 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け最も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狹の別あれども一定の規矩ありて何れも規を一にする。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし木根、藤蔓等にて緊縛したりしが現今は大工職を營む者ある等大に其の面目を改めたる觀あり。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため一、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅一、三尺の床を設けて寝臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くること少かりしが近來便所の設備を整ふる者多し。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に總代あり、多くは元の酋長又は選舉せられたるものに當りて部落民を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷して異議を挾むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の支配權者なりしが近時選舉せらるゝ者漸次多きに至る。部落相互間の關係は極めて親密にして

て其の情誼の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つの美風今尚存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を譲る（一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し次男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むる撻なしと）。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては雙方の合意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡単にして其の數又多し。即ち双方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無斷にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは一二、三年後に於て命名したる慣習なりしが現今は漸次速かにするに至る。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族故舊相集り慟哭數日に及び、生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものあるも多くは之を用ひず、埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壊ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨てゝ省みず。

第四款 経済及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通ぜり。即ちギリヤーク(ニクブン)族は敷香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマヌイ山道を經て瀬内に來り錦、玉、金具等を提供しアイヌ族は貂、獭、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峡を渡りて刀、鍔、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。然れ共現在は鐵道、船車等の便を利用し賣買取引等昔の比に非ず。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徵せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは一年又は二年にして其の時期は鯨時、鱈時、又は鮭時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財產刑なるも稀には體刑を行へり。財產刑は被告人所有の實物又は家畜等を沒收して之が相手方に給付するを普通とし、體刑は笞杖、指切、死刑等にして是が執行は被告の最も近親のものをして行はしめたり。

第五款 娯樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり。聲樂としてはユーカラ(酒宴の席などにて歌ふ男女の痴情を語るもの)、ハウケ(祭文の如きもの)、ヤエガタカラ(都々逸の如きもの)、オイナ(昔嘶)、トイタ(伽嘶)等あり。

樂器には左の二種及團扇形の太鼓あり。麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トンコリ(三味線に酷似し五絃なり)

ムツキナ(竹を以て作り、口に衝て吹く)

舞踊は内地の盆踊の如く八人づゝ一團となりて環状を爲し、中腰と爲りて一足飛びつゝ手を拍ち、リリーリリーと叫びながら踊り廻る。多くは熊祭の時に爲す。

遊戯には綱曳、角力、繩飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく聚り、盛裝して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亘り、青年男女の情事は多く此際に行はる。

第四節 文化

第一款 教育

土人の教育に關しては教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其の他の指導誘掖に努めつゝあり。

教育所は明治四十二年初めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上一部は公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備充分ならざりしをして、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所を五箇所と爲し、昭和五年九月更に敷香教育所を増設し爾來其の内容の充實を圖り、昭和六年十二月多蘭泊教育所を多蘭泊尋常小學校に昇格變更せり。

尙昭和八年一月樺太施行法律特例改正の結果アイヌ人の子弟は小學校に收容され内地人兒童と同様に教育さる。其の他の土人の子弟は敷香教育所に收容現在々籍兒童三十六人あり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比し遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辨ずるは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり。

社會教育に關しては各部落に青年團、女子會、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尚夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓發に努め居れり。

第二款 衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、從つて疾病多く特に其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虛弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祀禱ト占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め、病苦少しく減ずるか若は短期に特效を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染病性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾の點尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診療せしめ、各種薬品、器具等を配備して傳染病豫防に備へ、時々衛生に關する講話を催し又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計りつゝあり。

昭和六年六月施行の土人健康診斷の結果に依ればトラホーム、中耳炎、疥癬等は各種族に亘りて割合に多く、脊柱後彎、前彎等はオロツコ、ニクブン族に多かりしも肺尖カタル、肺結核等豫想よりは少かりき。而して土人居住所は概して採光、換氣不充分なること及便所の設けなきこと、沐浴を嫌ふ者多き等は健康上に及ぼすべき悪影響多し。故に之が指導に當る者は深くこの諸點に留意し着々衛生上の自覺を促がし住宅構造、生活様式の改善を計る等益々彼等の健康増進のために銳意努力しつゝあり。

第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天產物によりて衣食したるを以て、一定の産業に從事して將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。従つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめ舊慣を改めて其の改良發達を促がしつゝあり。然れ共漁業は年々變遷ありて收獲一定せざるを以て一面農耕を獎勵し土地を貸付し、農具並に種子を給與して之が獎勵を爲す。然れ共彼等の從來の情勢に依り勤勞を厭ひ播種の中耕、除草を怠る者多く、甚しきは給與の種子を食用に供し僅かに一時の食料を得て後日生活難に苦しむ者ある等の點に鑑み、勤勞生活と産業の發展等に就き注意の喚起に努め居れり。亦商業を營むものありたるも比較的計數の觀念に乏しく、經濟思想なきを以て良成績を揚ぐるもの稀れなりしが近年漸く昔日の面目を改めんとするに至りたるは不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟並に教育の振興等に依る結果なり。

第六節 救恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參照して遺憾なきを期し居れり。即ち漫然金品を與へて依頼心を助長せしむる弊を避け、老幼を恤み、不具廢疾者を憐み、鰥寡孤獨の者、十歳未満の幼者三名以上を有する者、六歳以下六十歳以上のもの等にして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものに醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救濟に關し遺憾なきを期しつゝあり。

第七節 指導要項

土人の指導に關しては教育所教員を初め支廳當事者等其任に當るは勿論なるも場所に依りては特に専任の指導員あり。土人漁場管理者(樺太廳長官)之を任免し、其の監督は第一次としては勤務地管内の支廳土人事務取扱(支廳長)の直接指揮監督を受け庶務に從事するものにして、土人に對し國體の貴き所以を會得せしめ敬神崇祖忠孝博愛の觀念を鼓吹せしめ、部落民の遊惰を戒め義務觀念を涵養すると共に、勤儉の美風涵養に努むること、從來の漁業の外に農耕其他の職業をも指導獎勵すること、指導員は職務の内外を問はず廉耻を重んじ貪汚の所爲を爲さず常に率先躬行範を示すべきこと、土人間に於ける從來の惡習慣は漸次改良する様懇切指導すべきこと、土人等より物品の購入を爲さざるは勿論遺贈等は嚴に之を禁すべきこと、常に言語を慎み其舉措等亦充分之を注意し誠心誠意職務に忠實なるべきこと、兒童の教養を重んぜしめ産業の發達、生活の改善を促がし時代の趨勢に順應し向上の氣風養成に努むること、衛生並に體育上に

土人

三四六

注意し傳染病豫防等に力を致さしめ天幕生活者に對しては家屋建築のことを勧め、居住を一定せしむるの方針を取らしむ可き事等指導要項を定め向上發展の道を講じ居れり。

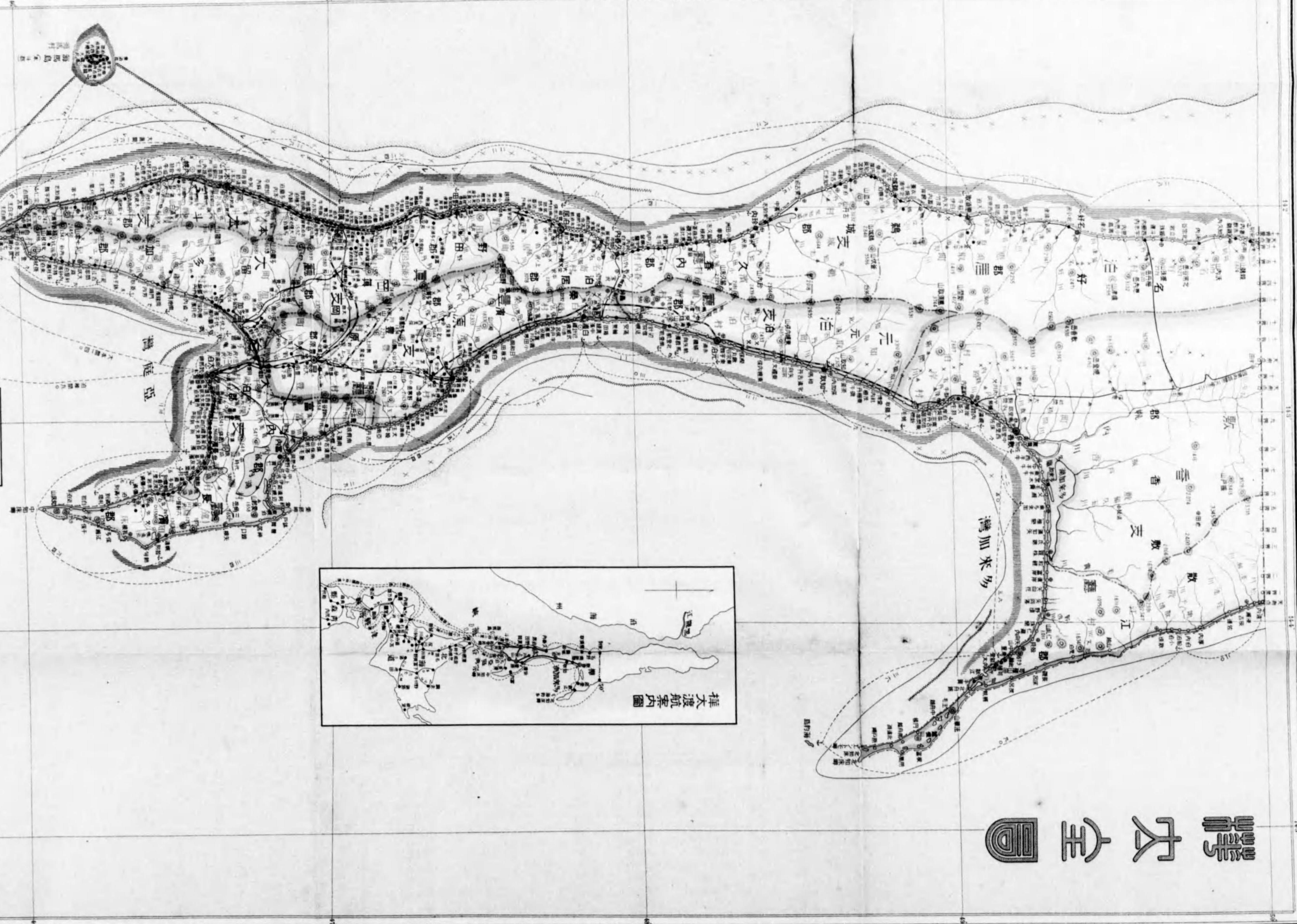
樺太要覽終

1100,000

八
九

例

地圖上に示す記号の説明



正誤表

(本文)											
正誤											
一七一	"	一六八	一六七	一四〇	八一	七八	七二	六二	五四	一九三	終
終ヨリ		終ヨリ		終ヨリ		終ヨリ		終ヨリ		終ヨリ	
一〇一	二	一	一	八五	九七	例發	需	一、七五〇、〇五四	行	習年	
東昭	鑛務	認め	自活	の送	七五・示	機	地海岸	泥片岩	施行シ	年	
和部	認	め・	・自活	の送	五六・注	義	海岸	泥片岩	行	・	
南部	行政	の送	の送	六五〇	六五	〇五四	海岸	泥片岩	・	・	
六年	好	好	好	好	好	好	好	好	好	好	好
一九四	"	一九六	"	一九〇	二〇一	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一九四	(本文)	
二六八	二六五	二三四	二三三	二二一	二〇八	終	終	終	二六八	正	
終ヨリ	終ヨリ	終ヨリ	終ヨリ	終ヨリ	終ヨリ	終	終	終	終	終	
三六	三六	三三	三三	三三	三三	行	一〇二	一〇二	一二九	後繼	對
乳脂計	昭和五	昭和五	昭和五	昭和五	昭和五	麵泥炭	棒太上廳官	電要頗	業將來	木樺	業將來
泊造	泊造	泊造	泊造	泊造	泊造	麵泥炭	棒太上廳官	要頗	用材	木樺	業將來
六〇年	六〇年	六〇年	六〇年	六〇年	六〇年	製造	長官	頗	材	木樺	業將來
						需要頗	地形圖化	地圖化	地形圖化	地圖化	後繼樹
						頗	固	固	固	固	樹
						め	要	要	要	要	
						せしめ	頗	頗	頗	頗	
						頗	要	要	要	要	
						要	材	材	材	材	

樺 太 廳

昭和八年八月十日印刷
昭和八年八月十五日發行

東京市神田區旅籠町二丁目十二番地
印 刷 人 青 田 伊 祐
印 刷 所 廣 業 館

63

206

終